

平成29年度

農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業
委託事業（緊急対応研究課題）

【実用技術開発ステージ】

公 募 要 領

公募受付期間：平成29年10月26日（木）～平成29年11月13日（月）

研究対象

*Heterodera schachtii*の我が国への侵入原因の解析及び防除技術の開発

平成29年10月

農林水産省
農林水産技術会議事務局

1 事業の目的

本事業は、生産現場等の課題の解決、農林水産業・食品産業の成長産業化に貢献するため、年度途中で不測の事態が発生し、緊急に対応を要する研究課題が生じた場合、「緊急対応研究課題」として研究対象を設定し、公募するものです。

2 研究費、研究実施期間

研究費は可能な限り精査した額を計上してください。過大な積算を行っている研究課題については、審査上マイナスとなることがあります。

採択研究課題決定の際は、審査結果を踏まえ、研究計画の見直し、研究費の減額等の条件が付される場合があります。

研究終了時の評価における外部評価委員の指摘及び行政部局からの要望等を踏まえ、その必要性が特に認められる場合には、最大2年間の研究実施期間の延長を可能とします。

3 応募資格等

(1) 研究機関等の分類

応募する研究機関等を以下のⅠ～Ⅳのセクターに分類します。

セクターⅠ	都道府県、市町村、公立試験研究機関及び地方独立行政法人
セクターⅡ	大学及び大学共同利用機関
セクターⅢ	独立行政法人、特殊法人及び認可法人
セクターⅣ	民間企業、公益・一般法人、NPO法人、協同組合及び農林漁業者

※Ⅰ～Ⅳのいずれにも該当しないと思われる場合は、「本事業に係る相談窓口」までお問合せください。

(2) 応募者の資格要件

応募者（研究グループとして応募する場合は代表機関。以下同じ。）は、次の①から⑥までの要件を満たす必要があります。

- ① 民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、独立行政法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の法人格を有する研究機関等（※）であること。

（※）研究機関等とは、国内に設置された法人格を有する者であって、以下の2つの条件を満たす機関を指します。

- (i) 研究開発を行うための研究体制、研究員、設備等を有すること。
- (ii) 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。

- ② 平成28・29・30年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること。（提案書提出時に競争参加資格のない者は、公募課題に係る審査委員会の開催（平成29年11月）までに競争参加資格の申請を行うとともに、契約（平成29年11月以降を予定）までに競

争参加資格を取得してください。資格が取得できなかった場合は、採択が取消しになります。資格の取得に係る詳細な情報については、統一資格審査申請・調達情報検索サイト (<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>) を参照してください。(地方公共団体においては資格審査申請の必要はありません。)

- ③ 委託契約の締結に当たっては、農林水産省から提示する委託契約書に合意できること。
- ④ 原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。ただし、国外機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。
- ⑤ 応募者が受託しようとする公募課題について、研究の企画・立案及び適切な進捗管理を行う能力・体制を有するとともに、研究総括者及び経理責任者を設置すること。具体的には以下の能力・体制を有していること。
- A 研究（企画調整を含む。）を円滑に実施する能力・体制
 - B 研究グループを設立し、国との委託契約を締結できる能力・体制
 - C 知的財産に係る事務管理等を行う能力・体制
 - D 事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理責任者の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制（体制整備が確実である場合を含む。）
 - E 研究成果の普及、共同研究機関等との連絡調整等、コーディネート業務を円滑に行う能力・体制
- なお、研究を実施しない「普及・実用化支援組織」、「実需者」及び「生産者」は代表機関となることができません。
- ⑥ 応募者に所属する研究者の中から当該研究の実施計画の企画立案、実施、成果管理等を総括する代表者（以下「研究総括者」という。）を選定すること。
- 研究総括者は、次の要件を満たしていることが必要です。
- A 原則として応募者に常勤的に所属しており、国内に在住していること
 - B 当該研究の遂行に際し、必要かつ十分な時間が確保できること
 - C 当該研究の遂行に必要な高い研究上の見識及び当該研究全体の企画調整・進捗管理能力を有していること
- なお、長期出張により長期間研究が実施できない場合、又は人事異動、定年退職等により応募者を離れることが見込まれる場合には、研究総括者になることを避けてください（審査期間中や研究課題の実施期間中の研究総括者の交替は原則として認めません。）。

(3) 複数の研究機関等が研究グループを構成して研究を行う場合の要件

委託事業は直接採択方式であり、公募研究課題の一部又は全部を受託者が他の研究

機関等に原則、再委託することはできません。

このため、複数の研究機関等が研究グループを構築して公募研究課題を受託しようとする場合には、コンソーシアムを構成し、次の要件を満たすと同時に、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、応募は研究グループの代表機関からしていただく必要があります。

- ① 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、研究グループに参加する全ての機関が同意していること。
- ② 研究グループと農林水産省が契約を締結するまでの間に、研究グループとして、実施予定の研究課題に関する規約を策定すること（規約方式）、研究グループ参加機関が相互に実施予定の研究課題に関する協定書を交わすこと（協定書方式）、又は共同研究契約を締結すること（共同研究方式）が確実であること。
- ③ 研究グループとして契約を締結する必要があるため、契約締結前に「随意契約登録者名簿登録申請書」を提出すること。
- ④ 研究グループに参画する代表機関以外の共同研究機関等は、以下の能力・体制を有していること。
 - A 当該研究の遂行に当たり、適切な管理運営を行う能力・体制
 - B 研究又は関係機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制

採択後、契約締結までの間に、当該研究グループを構成する研究機関等に重大な変更等があった場合には、採択を取り消し、改めて委託先の選定を行うことがあります。

4 応募の手続等

(1) 応募の手続きについて

本事業への応募は e-mail のみで行います。

郵送や直接の持ち込み等では一切受け付けません。

(2) 応募書類（研究課題提案書）について

応募書類（研究課題提案書）等は農林水産省のHPよりダウンロードしてください。

（HP アドレス：http://www.affrc.maff.go.jp/docs/research_fund/2017/zituyou_gizyutu_2017.htm）

各研究ステージごとに応募書類（研究課題提案書）があります。实用技術開発ステージの書式を使ってください。

応募書類は以下から構成されております。

- ・様式（表紙）【必須】
- ・様式 1－1（研究課題概要図）【必須】
- ・様式 1－2（研究課題のポイント）【必須】
- ・様式 1－3（研究グループの構成）【必須】

- ・様式2-1（研究課題内容）【必須】
- ・様式2-2（参画機関の知的財産への取組状況）【必須】
- ・様式2-3（経理事務体制について）【必須】
- ・様式2-4（研究管理運営機関を活用する理由書）【該当研究課題のみ】

応募書類の作成に当たっては、応募書類に青文字で記載している「記載事例及び留意事項」を必ず御一読ください。

提案内容に関する秘密は厳守します。また、審査を行う評価委員にも守秘義務を課しています。

応募書類（研究課題提案書）は、原則として審査以外には使用しませんが、採択された提案書については、農林水産省が実施する研究課題の評価及び研究により得られた成果の追跡調査等でも使用する場合があります。

また、不採択となった応募書類（研究課題提案書）については、農林水産省において破棄します。なお、御提出いただいた応募書類（研究課題提案書）は返却しません。

（3）応募に当たっての注意事項

以下の点に御留意ください。

- ・本公募要領に示された様式以外での応募は認められません。
- ・提出された応募書類が応募要件を満たしていない場合、又は、応募様式に不備がある場合は、審査を受けることができません。
- ・応募受付期間中であれば、農林水産省へ提出した応募情報を引戻し、修正することができます。この場合、応募受付期間中に修正を終了し、再度応募情報を提出する必要があります。

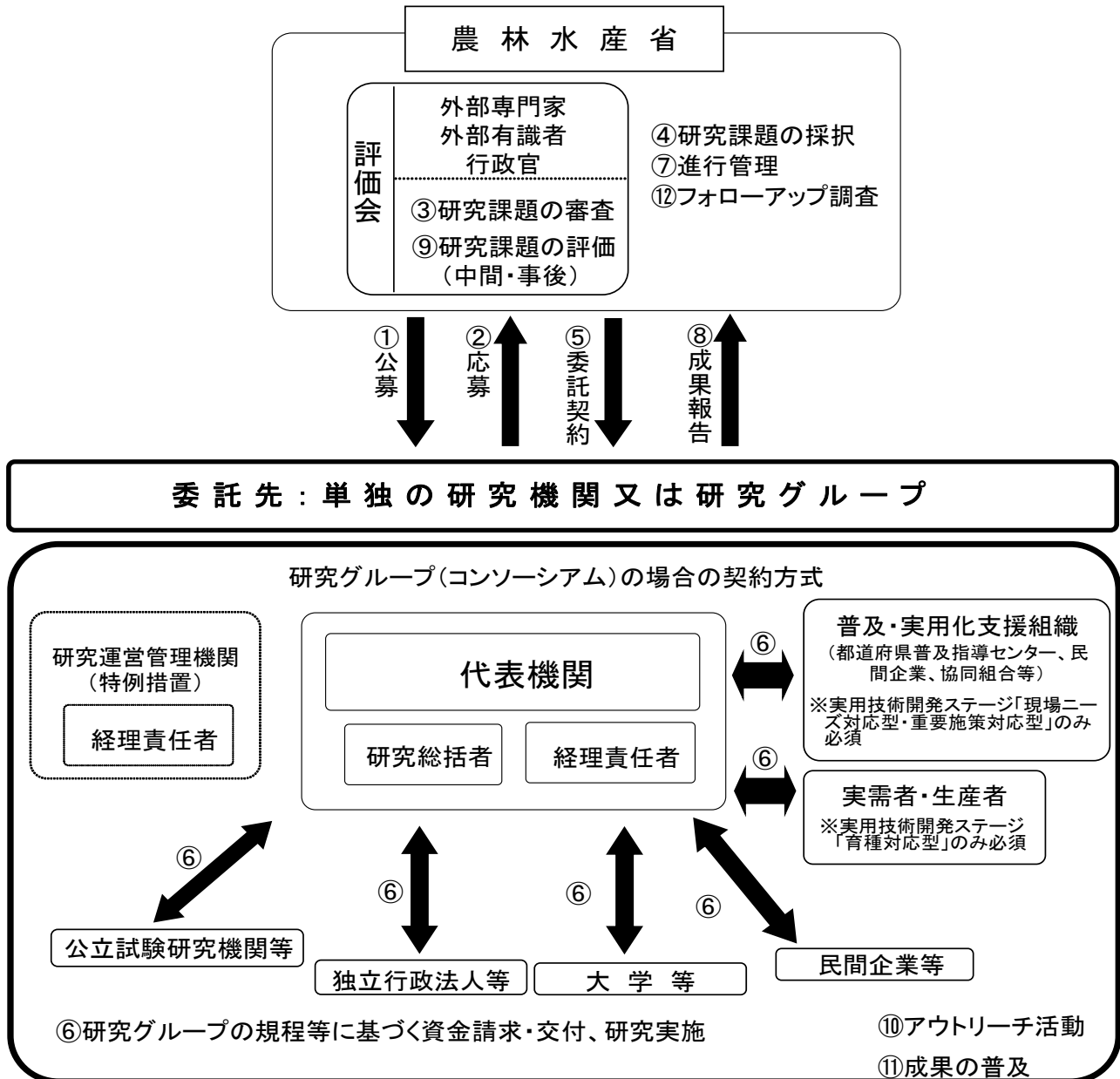
（4）応募受付期間

【e-mailによる受付期間】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 応募受付期間：平成29年10月26日（木）～
平成29年11月13日（月）12時（厳守） |
|--|

5 事業スキーム（公募から研究実施までの流れ）

農林水産省が公募し、応募者（単独で応募した場合はその機関、研究グループとして応募する場合は代表機関）が提案した研究課題について、外部専門家等からなる評価会において研究課題を審査し、契約手続きを経て、研究開発を実施していただきます。



※ 研究グループと農林水産省との契約に当たっては、研究機関等が共同して構成した研究グループの代表機関と農林水産省が契約していただきます。

※ 「8（1）委託契約の締結について」に示す方法により、研究グループの代表機関が中心となって、契約単位としての研究グループを設立していただきます。研究費は、各研究機関等が責任を持って執行していただきます。

6 研究委託費の内容

研究機関等及び普及・実用化支援組織は、国からの委託費として、直接経費及び間接経費を計上できます。ただし、研究管理運営業務を専門に行う研究管理運営機関の場合は、間接経費を計上できませんが、代わりに一般管理費を計上できます。

(1) 直接経費

研究の遂行、研究成果の取りまとめ、国民との科学・技術対話及び普及支援に直接必要とする経費を計上することができます。

なお、直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限り、ます。

また、経費の項目等については、別紙2「府省共通経費取扱区分表等について」を御確認ください。

(2) 間接経費

研究機関等が研究遂行に関連して間接的に必要とする経費であり、管理部門、研究部門、その他関連事業部門に係る施設の維持運営経費等研究の実施を支えるための経費であって、直接経費として充当すべきもの以外の経費です。直接経費の30%に相当する額を上限として計上できます。

※間接経費については「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成26年5月29日改正）（http://www.affrc.maff.go.jp/docs/research_fund/2017/sinki_koubo_2017.htm）を御確認ください。

(3) 一般管理費

研究管理運営業務を専門に行う研究管理運営機関は、間接経費は計上できませんが、代わりに一般管理費を計上できます。一般管理費は当該業務を遂行する上で必要となる事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務職員の人件費、補助職員賃金等の経費のうち額の確定の困難な経費について、直接経費総額の10%に相当する額を計上することができます。

7 研究課題の選定

(1) 審査の方法及び手順

審査においては、「科学的ポイント」として外部専門家による審査を、「行政的ポイント」として農林水産省の行政官による審査を実施します。

[審査の手順]

- 「科学的ポイント」は、応募研究課題の研究分野の専門家が審査を行うピアレビュー方式で、1研究課題当たり3名の外部専門家による審査を実施します。書面審査を行う外部専門家は、あらかじめ登録されたデータベースの中から、研究課

題の専門分野、利害関係者等を考慮して割り振ります。

- 「行政的ポイント」は、政策的視点から2名以上の行政官による審査を実施します。
- 「科学的ポイント」、「行政的ポイント」とも、(2)の審査基準に基づき、各審査項目をそれぞれA(10点)、B(8点)、C(6点)、D(4点)、E(2点)の10点満点で評価し、各評価項目の評価点を合計します。
- 「科学的ポイント」の平均点と「行政的ポイント」の平均点を合計したものを当該研究課題の「評価ポイント」とします。

$$\text{科学的ポイント} + \text{行政的ポイント} = \text{評価ポイント} (100\text{点満点})$$

[参画機関における知的財産への取組に関する評価]

- 参画機関の知的財産への取組について評価を行い、(2)の審査基準に基づき、「評価ポイント」からB評価は1点を、C評価は3点を減点します(A評価は減点しません)。

[採択研究課題の決定]

採択候補研究課題の中から、農林水産技術会議事務局長(以下「事務局長」という)が採択研究課題を決定します。

なお、採択に当たっては、研究機関の財務状況を勘案する場合があります。また、審査結果を踏まえ、研究計画の見直し、研究費の減額、研究実施期間の短縮等の条件が付される場合があります。

(2) 審査基準

研究課題の審査に当たっては、以下の観点から評価を実施します。

審査の審査項目及び点数配分

審査の 観点	評価ポイント	
	科学的ポイント 審査項目(点数配分)	行政的ポイント 審査項目(点数配分)
必要性	①新規性・先導性・優位性(10点) ②事業化等の発展可能性(10点)	①行政的な必要性(10点) ②施策との整合性(10点)
効率性	③研究コスト・研究実施期間(10点) ④研究実施体制(10点)	③研究コスト・研究実施期間(10点) ④研究実施体制(10点)
有効性	⑤研究成果の波及効果(10点)	⑤研究成果の波及効果(10点)
計	50点満点	50点満点
合計	100点満点	

○「科学的ポイント」における各審査項目の評価の視点は以下のとおりです。

① **新規性・先導性・優位性**

現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があること。

また、類似する研究成果が他にも存在し新規性が認められない場合、先導性・優位性を持つ研究であること。

② **事業化等の発展可能性**

研究課題に対する明確な最終目標・成果が設定されており、研究成果を活用した事業化、その他の発展が期待されること。

③ **研究コスト・研究実施期間**

既存の研究成果が有効に活用されていること。

費用対効果の面から研究コストが適切な水準であり、研究実施期間が適切であること。

④ **研究実施体制**

参画機関数が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。

⑤ **研究成果の波及効果**

研究成果の幅広い地域等への波及が期待されること。

○「行政的ポイント」における各審査項目の評価の視点は以下のとおりです。

① **行政的な必要性**

行政的にみて、重要性、緊急性の観点から必要性があること。

② **行政施策等との整合性**

「食料・農業・農村基本計画」等に沿った各種施策との整合性があること。

③ **研究コスト及び研究実施期間**

他府省を含む競争的資金に係る研究成果が有効に活用されていること。

費用対効果の面から研究コストが適切な水準であり、研究実施期間が適切であること。

④ **研究実施体制**

参画機関数が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。

⑤ **研究成果の波及効果**

研究成果の幅広い地域等への波及が期待されること。

[参画機関における知的財産への取組に関する評価]

評価の視点	評価基準
以下の点について評価を実施 (1) 各参画機関における知的財産方針等の知的財産の管理に関する方針の有無 (2) 各参画機関における知的財産部門や担当者等の管理体制の有無	知的財産の管理等について、 A：整備できている B：一部未整備である C：未整備である の3段階で評価を行う。

※ Aは減点無し、Bは1点、Cは3点を書面審査の評価点から減点します。

また、B又はC評価の研究課題が採択候補研究課題となった場合は、全ての参画機関（普及・実用化のみを実施する機関は除く。）が少なくとも知的財産の管理体制が整備されたことを確認した上で、委託契約を締結することとします。

(3) 審査結果の通知等

採択研究課題については、評価所見及び採択に当たっての条件（研究計画の見直し、研究費の減額等）等を、採択研究課題の決定後、速やかに研究総括者にお知らせします。

不採択研究課題については、その理由を、採択研究課題の決定後、速やかに研究総括者にお知らせします。

採択研究課題については、採択研究課題の研究総括者に、採択に当たっての条件に基づき、研究計画の修正を行っていただきます。

なお、採択研究課題については、研究課題名、研究機関等名、研究課題の概要等について、農林水産省のホームページ等にて公表します。

8 研究課題の管理等

(1) 委託契約の締結について

単独の研究機関等による提案の場合は、当該研究機関等と農林水産省が委託契約を締結します。

研究グループと農林水産省との契約に当たっては、研究機関等が共同して構成した研究グループの代表機関と農林水産省が契約する契約方式であり、次のような方法により研究グループの代表機関が中心となって、契約単位としての研究グループを設立していただきます。なお、緊急対応研究課題については、上記によらない場合もあります。

- ① 委託事業を実施すること等について規約を策定し、研究グループを構成する研究機関等の同意を得る（規約方式）
- ② 委託事業を実施すること等について研究グループを構成する研究機関等が協定書を交わす（協定書方式）
- ③ 委託事業を実施すること等について研究グループを構成する研究機関等の中で

共同研究契約を締結する（共同研究方式）

農林水産省との契約についての詳細は、別紙3「農林水産研究委託事業の契約手続きについて」をお読みください。

なお、研究グループに参加していない研究機関等は、原則として、研究開発に参加できません。

採択に当たって研究実施計画の見直し等の条件が附された研究課題については見直し等の確認、及び、研究グループによる研究課題については上記コンソーシアムの設立の確認を行った上で、応募者の長との間で委託契約を締結します。

委託契約の締結に当たっては、「3（2）応募者の資格要件」に記載している「②平成28・29・30年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分における資格」及び「3（3）複数の研究機関等が研究グループを構成して研究を行う場合の要件」に記載している「③随意契約登録者名簿 登録申請書」が必要となるとともに、以下の点に御留意ください。

- (i) 契約締結が著しく遅くなると判断した場合は、採択を取り消す場合がありますので御注意ください。
- (ii) 応募者には契約に当たり契約に必要な書類を速やかに提出していただくこととなりますが、書類に不備がある場合や、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますので、あらかじめ、契約書の内容を十分御確認ください。
- (iii) 契約期間は以下のとおり予定しております。
契約締結日～平成30年3月31日
- (v) 委託費の支払いは、原則、精算払いとなります。
ただし、概算払いについて、財務大臣と農林水産大臣との協議が整った場合にあっては、研究実施期間内に一部又は全額を概算払いとして支払うことができます。
- (vi) 委託予定先決定から委託契約締結までの間に、委託予定者の構成員等に特段の変更があり、研究の実施が困難と判断される場合には、委託契約の締結先を変更する場合があります。

（2）研究成果の取扱い

① 知的財産権の帰属

研究成果に係る知的財産権が得られた場合、受託者が以下の事項の遵守を約することを条件に、農林水産省は受託者から当該知的財産権を譲り受けないこととする予定です。

※ 知的財産権とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、品種登録を受ける権利、海外におけるこれ

らの権利に相当する権利、著作権及び指定されたノウハウを使用する権利を言います。

- A 研究成果に係る発明等を行った場合には、出願等を行う前に農林水産省に報告すること。
- B 農林水産省が公共の利益のために当該知的財産権を必要とする場合に、農林水産省に対して無償で実施許諾すること。
- C 当該知的財産権を相当期間活用していない場合に、農林水産省の要請に基づき第三者に当該知的財産権を実施許諾すること。
- D 当該知的財産権の第三者への移転又は専用実施権等の設定等を行う場合は、一部の例外を除き、あらかじめ農林水産省の承認を受けること。
- E 当該知的財産権について自ら又は許諾先が国外で実施する場合には、あらかじめ農林水産省の承諾を得ること。

なお、研究グループによる研究の場合は、必要に応じて、構成員のうち、一部の機関の間で持ち分を定めることができます。

② 知的財産権以外の研究成果の取扱い

受託者においては、知的財産権以外のものを含む全ての研究成果について、実績報告書としてとりまとめ、農林水産技術会議事務局に報告していただきます。

受託者は知的財産権以外の研究成果について、当該報告書の提出をもって、当該報告書の範囲内において保持・活用することが可能となります。

③ 知的財産権の管理等

受託者は、次の事項について取り組んでいただきます。

- (i) 研究グループは、研究1年目に知的財産の取扱い方針について、グループ内で議論していただき、その結果について報告していただきます。
また、受託者は、研究推進会議において、知的財産マネジメントに関して知見を有する者（民間企業における知的財産マネジメントの実務経験者、大学TLO、参画機関の知的財産部局や技術移転部局等）の助言を得ながら、知的財産マネジメントを進めていただきます。
- (ii) 研究成果に係る知的財産については、日本国内の農林水産業の振興に資するよう、適切に活用していただきます。この観点から、委託契約書に基づき、当該知的財産の活用を農林水産省から働きかける場合があります。
- (iii) 研究成果に係る知的財産権の研究ライセンス及びリサーチツール特許の使用については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成18年5月23日総合科学技術会議）及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日総合科学技術会議決定）に基づき、対応することとなります。

(http://www.affrc.maff.go.jp/docs/research_fund/2017/sinki_koubo_2017.htm)

(iv) 受託者である法人と、その従業員の間の権利の帰属については、受託者内部の話ではありますが、受託者（研究グループにより研究を実施する場合は、研究グループを構成する全機関）において職務発明規程等が整備されていない場合、委託研究における知的財産権の帰属に当たり不都合が生じますので、契約締結後速やかに職務発明規程等を整備していただきます。

④ 研究成果の公表

受託者は、論文、パンフレット、メディア（新聞、テレビ等）において、本研究課題に係る活動又は事業の成果が公表される場合には、事前にその概要を農林水産省に連絡していただきます。公表することとなった成果については、事業方針や知的財産に注意（出願前に研究成果の内容を公開した場合、新規性が失われるため、一部例外を除き知的財産権を取得することができなくなります。）しつつ国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、成果の公開・普及に努めてください。

また、成果の公表に当たっては、「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業」（英名：Science and technology research promotion program for agriculture, forestry, fisheries and food industry.）を活用して行っているもの、あるいは行ったものであることを必ず明示していただきます。

本事業の研究成果については、委託事業の終了後、農林水産省が、研究成果発表会や、冊子等により公表します。その際、研究機関等に協力を求めることがありますので御承知おきください。

また、得られた成果について知的財産権を取得した場合又はそれを公表した場合は、可能な限り第三者に公開及び閲覧が可能な状態を確保するように努めていただきます。

なお、農林水産省及び農林水産・食品産業分野の研究開発に関する地域の産学官連携・交流組織では、技術ニーズとシーズのマッチングの場として「アグリビジネス創出フェア」等の技術交流イベントを毎年度開催しておりますので、本事業の研究実施期間中や実施期間終了後において、研究内容や成果を紹介する機会として是非活用してください。

⑤ 研究成果に係る秘密の保持

本事業に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間の内外にかかわらず決して第三者に漏らさないでください。なお、業務上の秘密である研究成果に関する情報を、第三者（研究グループによる研究成果である場合は、研究グループ外の者）に提供する場合は、事前に農林水産省と協議する必要があります。

(3) 収益納付について

① 収益状況の報告

各研究機関等には、本事業の研究成果による収益状況を、本事業の研究課題が終了

した年度の翌年度から起算して5年間、毎事業年度末の翌日から起算して90日以内に農林水産省に報告していただきます。

また、当該期間中に、本事業の成果に係る特許権等の譲渡、実施許諾又は成果の企業化が行われた場合であって、当該成果を研究機関等が所有している場合においては、これらの事由が発生した年度から起算して5年間とします。

② 収益の納付

報告により、相当の収益が得られたと認められた場合には、原則として以下により、収益の一部に相当する金額を納付していただきます。

(i) 本事業に係る知的財産権の移転又は実施権の設定により収益が生じた場合

納付額＝収益額※1 × (委託費の確定額の総額※2 / 本事業に関連して支出された技術開発費総額※3) × 1/2

(※1) 知的財産権の移転又は実施権の設定により生じた収益

(※2) 研究課題に必要な経費として確定された各年度における委託費の総額

(※3) 委託費の確定額の総額及び当該知的財産権を得るために要した本事業以外の技術開発費の合計額

(ii) 本事業の成果の企業化により収益が生じた場合

納付額＝収益額※4 × (委託費の確定額の総額※5 / 企業化に係る総費用※6) × 企業化利用割合※7 × 1/2

(※4) 本事業の成果に係る製品ごとに算出される営業利益

(※5) 研究課題に必要な経費として確定された各年度における委託費の総額

(※6) 委託費の確定額の総額及び当該製品の製造に係る設備投資等の費用の合計額

(※7) 製品全体の製造原価に占める本事業に係る成果物の製造原価の割合

(4) 物品等の所有権の帰属について

委託事業により取得した物品及び試作品（以下「物品等」という。）の所有権は、当該物品等を購入、製造、取得等した委託先に帰属しますが、委託事業終了後、原則として、農林水産省に引き渡していただきます。引き渡された物品等の所有権は、農林水産省に移転しますが、委託先が継続使用する場合には、所定の手続きが必要になります。

9 研究課題の進行管理、中間・事後評価等

(1) 研究課題の進行管理等について

① プログラムオフィサーによる助言・指導

農林水産省では、

(i) 総括プログラムオフィサー（研究課題の進行管理を行う責任者で事務局長が農林水産省の職員から指命した者（以下「総括PO」という。）と、

(ii) 専門プログラムオフィサー（効率的かつきめ細かに研究課題の進行管理を行うため、本事業の業務の委託先に配置した非常勤のプログラムオフィサー（以下「専門PO」という。））

が連携した進行管理体制のもとで研究の進捗状況を常に把握し、助言・指導等を行うなど研究の進行管理を効率的・効果的に行います。

採択された研究課題の研究総括者は、専門POと密に連絡を取り合い、適宜進捗状況の報告を専門POに行うとともに、事業推進上の疑問点を専門POに相談するなどして迅速に解消し、スムーズに研究課題を推進していただくこととなります。

② 研究推進会議の開催

委託先研究機関等（研究グループで応募する場合は代表機関）には、参画機関による研究の推進状況を確認していただくとともに、研究実施計画の必要な見直し等を機動的に行うために、参画機関等を参集した「研究推進会議」を開催していただきます。

また、採択研究課題の研究総括者は、研究課題の推進に当たり、「アドバイザー（当該研究課題に関する専門知識を持つ有識者であり、研究グループに属さない者）」に研究推進会議への参加を依頼し、外部の視点から専門的アドバイスをいただくようにしてください。

なお、研究推進会議には、必要に応じ、総括POを主査として専門POや農林水産省の関係職員から構成される推進チーム等が参画し、研究の推進に関する必要な助言・指導等を行います。

③ 研究実施計画及び研究の進捗状況の報告

研究課題の実施に当たっては、研究実施計画書及び当該年度の進捗状況を示す研究実績報告書を提出していただきます。

(2) 研究課題の評価

研究実施期間終了時に事後評価を実施します。

(3) 国民との科学・技術対話（アウトリーチ活動）

研究グループは、国民との科学・技術対話に積極的に取り組むこととし、研究終了時には、速やかに一般国民向けの成果発表会（例えば、シンポジウム、博覧会、展示場での研究成果の講演、説明等）を開催していただきます。

(4) 研究終了課題のフォローアップ調査

研究成果の普及・実用化の状況等を把握するため、原則として、研究終了から2年、5年（更に必要に応じて10年）を経過した時に、フォローアップ調査を実施します。

10 SBIR関係

本事業は、「中小企業技術革新制度（SBIR）」の「特定補助金等」に指定される予

定です。この特定補助金等の交付を受けた中小企業者等は、その成果を利用して事業活動を行う場合に、以下の支援措置を受けることができます。（それぞれの制度を利用する際には、別途審査等が必要になります。）

- ① 日本政策金融公庫の低利貸付制度（特別利率③（平成 27 年 12 月 9 日現在）：国民生活事業 0.35 ～ 0.95 %、中小企業事業 0.4 %）が利用できます。
※5年以内の貸付で担保・保証人がある場合。貸出条件等によって金利が変動します。
- ② 特許に係る審査請求手数料や特許料が軽減（半額）されます。
- ③ 資本金 3 億円を超える企業に対し、中小企業投資育成株式会社から投資を受けることができます。
- ④ 国等の入札において、入札参加等級や過去の納入実績にかかわらず、入札参加が可能になるように努めています。
- ⑤ 「SBIR 特設サイト」において研究開発成果などの事業 PR ができます。

これら中小企業技術革新制度（SBIR）についての説明等は、SBIR 特設サイトを御覧ください。（<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/>）

1 1 動物実験等に関する対応

「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成 18 年 6 月 1 日付け農林水産技術会議事務局長通知（※））に定められた動物種を用いて動物実験等を実施する場合は、当該基本指針及び当該基本指針に示されている関係法令等に基づき、適正に動物実験等を実施していただく必要があります。

（※については、農林水産省のウェブサイト

http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000775.html を御覧ください。）

1 2 法令・指針等に関する対応

本要領に記載するもののほか、関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究停止や契約解除、採択の取り消し等を行う場合があります。

1 3 研究機関等の経費執行状況のチェック体制の強化

農林水産省においては、本事業の経費執行に当たり、研究総括者、研究分担者（共同研究者）、経理事務担当者等関係者の方々に、経費を適正に執行いただくため、経費執行についての説明、指導等を行っています。

具体的には以下のとおり、経費執行についての指導・チェックを行いますので御了承ください。

- ・応募申請時：機関の経費執行管理体制の整備状況を示す書類の添付を義務付け、農林水産省が体制をチェック
- ・採択時：採択研究課題が決定し次第、必要に応じて新規採択研究課題の研究総括者及び経理担当者に、研究課題の進行管理、経費の適正執行について説明・指導

- ・国からの経費受入れに不慣れと思われる機関について、現地指導を実施

1.4 その他応募に当たっての注意事項

(1) 重複応募・重複研究参画

本事業で既に研究総括者となっている者（平成27年度で研究終了の場合は除く。）が新たに応募することは禁止します。研究総括者として重複応募・重複研究参画が認められる場合、当該研究課題については審査を行いません。

なお、同一の者が研究分担者（共同研究者）として複数の研究課題に参画することは差し支えありませんが、応募書類に記載する「エフォート（研究専従率）」（※）は正確に算出してください。また、研究総括者が異なれば同一機関が複数の研究課題の応募研究機関等として応募することは可能です。

(※) エフォート（研究専従率）

総合科学技術会議におけるエフォートの定義：「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要なとなる時間の配分率（%）」

なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

(2) 競争的資金の不合理な重複及び過度の集中の排除

① 本事業の応募の際には、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況（制度名、研究課題名、実施期間、研究予算額、エフォート（研究専従率）等）を応募書類に記載していただきます。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の採択の取消し又は委託契約の解除、委託費の返還等の処分を行うことがあります。

② 研究課題採択に当たっては、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）（<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1.pdf>）に基づき、研究実施計画及び他府省からの情報等により、競争的資金の不合理な重複及び過度の集中が認められた場合には、研究課題の採択を見合わせる場合等があります。

なお、このような研究課題の存在の有無を確認する目的で、研究課題採択前に、必要な範囲内で、採択予定研究課題及び研究実施計画の内容の一部（制度名、研究者名、所属研究機関等名、研究課題名、研究概要、予算額等）を、他府省を含む他の競争的資金担当部局に情報提供する場合があります。

(3) 研究費の不正使用防止のための対応

① 不正使用防止に向けた取組

農林水産省では、研究費の不正使用防止への対応について、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議決定）に則り、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、

林野庁長官及び水産庁長官通知、以下「管理・監査ガイドライン」という。）
(http://www.affrc.maff.go.jp/docs/research_fund/2017/sinki_koubo_2017.htm) を策定しました。

本事業で実施する研究活動には、管理・監査ガイドラインが適用されますので、各研究機関等においては、管理・監査ガイドラインに沿って、研究費の適正な執行・管理体制の整備等を行っていただく必要があります。

また、その実施状況について報告等を求めるとともに、必要に応じ、農林水産省による現地調査を行う場合があります。

② 不正使用等が行われた場合の措置

ア 本事業及び当省の他の事業並びに他府省を含む他の競争的資金等において、研究費の不正使用又は不正受給（以下「不正使用等」という。）を行ったために、委託費の全部又は一部を返還した研究課題の研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、当該競争的資金等を返還した年度の翌年度以降、一定期間、本事業への参画を認めないこととなります。

(ア) 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者

a 個人の利益を得るための私的流用が認められた場合：10年間

b a以外による場合

(a) 社会的影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合：5年間

(b) (a)及び(c)以外の場合：2～4年間

(c) 社会的影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合：1年間

(イ) 不正受給（偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給することをいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者：5年間

(ウ) 不正使用等に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者：不正使用等を行った研究者の応募制限期間の半分（上限は2年間とし、下限は1年間で端数は切り捨てる。）の期間

(エ) 他省庁を含む他の競争的資金等において不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務（※）に違反した研究者：当該競争的資金等において応募、参加を制限されることとされた期間と同一の期間

(※) 善管注意義務対象者の例：原則、日常的に研究資金の管理を行うことが可能であって、研究実施に当たって管理する立場にある研究者が、競争的資金等の使用・管理状況を把握せず、管理者としての責務を全うしなかった結果、被管理者（その他の研究者）が不正を行った場合等。

イ 本事業において研究費の不正使用等を行ったため、委託費の全部又は一部の返還措置が採られた場合、当該不正使用等の概要を公表するとともに、その情報を他の競争的資金等を所管する国の機関に提供します。このことにより、他の競争的資金等においても応募が制限される場合があります。

ウ なお、当省が公的研究費の配分先の研究機関において不正使用等が行われた旨

の情報を入手した場合の対応については、「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について」をご覧ください。

(<http://www.affrc.maff.go.jp/docs/misbehavior.htm>)

(4) 虚偽の申請に対する対応

本事業の採択時の申請内容において、虚偽行為が明らかになった場合、実施研究課題に関する委託契約が取り消され、委託費の一括返済等を委託先であるコンソーシアムの各構成員に求める場合があります。

(5) 研究上の不正行為防止のための対応

① 不正行為防止に向けた取組

農林水産省では、研究活動の不正行為に関し、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「不正行為ガイドライン」という。(※)）及び「農林水産省が配分する研究資金を活用した研究活動における特定不正行為への対応に関する規程」（平成18年12月15日付け18農会第1148号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知）(※)を策定しています。

本事業で実施する研究活動には、これらの通知が適用されます。各研究機関においては、不正行為ガイドラインに基づいて、研究倫理教育責任者を設置するなど不正行為を未然に防止する体制を整備するとともに、研究機関内の研究活動に関わる者を対象に、契約締結時までに研究倫理教育を実施していただく必要があります(研究倫理教育を実施していない研究機関は本事業に参加することはできません)。また、研究活動の特定不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用）に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、特定不正行為に関する告発があった場合の調査委員会の設置及び調査の実施等、研究活動における特定不正行為に対し適切に対応していただく必要があります。

(※) 不正行為ガイドライン及び規程については、<http://www.affrc.maff.go.jp/docs/misbehavior.htm> を御覧ください。

② 特定不正行為が行われた場合の措置

特定不正行為があったと認定された研究に係る資金の配分を受けた機関に対し、当該研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、特定不正行為に関与したと認定された者及び特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者に対し、以下のとおり、一定期間、本事業をはじめとする農林水産省所管の研究資金等への申請を制限する場合があります。

ア 特定不正行為に関与したと認定された者については、その特定不正行為の程度

により、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降2年から10年
イ 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があった
と認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著
者については、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降1年から3年
なお、上記の措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、特定不正行
為の内容等を公表するとともに、国費による研究資金を所管する各府省及び農林水
産省所管の独立行政法人に情報提供しますので、他の事業等においても申請が制限
される場合があります。

(※) (3) 及び (5) の記載事項については、今後の見直しにより変更があり得ます。

(6) 個人情報取扱い

本事業に提出された応募書類及び府省共通研究開発管理システム (e-Rad) に登録された個人情報は、本事業の採択の採否の連絡、今後の契約手続、評価の実施等の業務のために利用及び提供するほか、上記 (2) から (5) までに基づく情報提供を行う場合があります。また、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を経由して内閣府の「政府研究開発データベース」(※) に提供されます。

なお、採択された個々の研究課題に関する情報 (研究課題名、研究概要、研究機関等名、研究者名及び研究実施期間等) は、行政機関が保有する情報として公開されることとなります。

以上のことを予め御了解の上、応募書類への御記入をお願いします。

(※) 政府研究開発データベースについて

政府研究開発データベースとは、国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、総合科学技術会議において、各種情報 (研究者、研究テーマ、研究費、研究成果等) について一元的・網羅的に把握し、関係する政府部内において必要情報を検索・分析できるデータベースです。なお、本データベースは一般公開されておりません。

1.5 本事業に係る相談窓口

本事業の募集に当たっては、公募期間中、事業全般や対象範囲、応募の際の一般的な留意事項等について相談を受け付けますので、以下の連絡先に御相談ください。

○本省問合せ先

農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課

担当：産学連携振興班 午前9:30～午後5:30

連絡先：直通TEL 03-6744-7044、代表TEL03-3502-8111 (内線5898)

なお、個別課題ごとの研究機関のマッチングの相談や研究課題の内容のブラッシュアップ等の相談を希望される方は、農林水産省が別途実施している「事業化を加速する産

学連携支援事業」を御活用ください。本事業の実施機関は以下のとおりです。

「事業化を加速する産学連携支援事業」についての詳細は、<http://agri-renkei.jp/index.html> をご覧ください。

地域名	組織名及び連絡先（電話/FAX番号）
北海道地域	組織名：NPO法人 グリーンテクノバンク 連絡先：〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西1丁目10番地 ピア2・1ビル5階 TEL/FAX 011-210-4477
東北地域	組織名：東北地域農林水産・食品ハイテク研究会 連絡先：〒014-0102 秋田県大仙市四ツ屋字下古道3 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 東北農業研究センター 大仙研究拠点内 TEL 080-2806-9926、FAX 0187-66-2639
東海地域	組織名：NPO法人 東海地域生物系先端技術研究会 連絡先：〒464-8601 愛知県名古屋市千種区不老町 名古屋大学農学国際教育協力研究センター内 TEL/FAX 052-789-4586
近畿地域	組織名：NPO法人 近畿アグリハイテク 連絡先：〒606-0805 京都府京都市左京区下鴨森本町15 (一財) 生産開発科学研究所内 TEL/FAX 075-711-1248
中国四国地域	組織名：NPO法人 中国四国農林水産・食品先進技術研究会 連絡先：〒700-8530 岡山県岡山市北区津島中1-1-1 岡山大学農学部3号館3102号室・3103号室 TEL 086-239-5030 3103号室（コーディネーター室） TEL 086-237-3340 3102号室（事務局） FAX 086-201-0551
九州地域	組織名：九州バイオリサーチネット 連絡先：〒860-0855 熊本県熊本市中央区北千反畑町1-7 MS IIビル403号室 TEL/FAX 096-346-2040

<p>上記以外の 地域 (関東・北 陸・沖縄)</p>	<p>組織名：(公社) 農林水産・食品産業技術振興協会 (JATAFF) 連絡先：〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル7階 TEL 03-3586-8644、FAX 03-3586-8277</p> <p>なお、北陸地域・沖縄地域には以下の連絡窓口を設置しております。</p> <p>【北陸地域の連絡窓口】 組織名：石川県立大学産学官連携学術交流センター 連絡先：〒921-8836 石川県野々市市末松1-308 TEL 076-200-7367、FAX 076-227-7557</p> <p>【沖縄地域の連絡窓口】 組織名：沖縄農業研究会 連絡先：〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原 1 番地 琉球大学農学部内 TEL 098-895-8754、FAX 098-895-8734</p>
---	--

—— 本公募要領に関する問い合わせ先 ——

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課
産学連携室 産学連携振興班
電 話：03-6744-7044
FAX：03-3593-2209

—— ホームページアドレス ——

http://www.affrc.maff.go.jp/docs/research_fund/2017/sinki_koubo_2017.htm